

入 札 公 告

次のとおり入札後審査方式制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 11 月 28 日

鳴門市長 泉 理 彦

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工 事 名 令和 5 年度雨水管渠浜端南準幹線改築工事
 (2) 工 事 箇 所 鳴門市撫養町斎田
 (3) 工 事 概 要 施工延長 L=48m
 管きょ内面被覆工（φ900） L=48m
 (4) 工 事 期 間 契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 8 日まで
 (5) 設 計 金 額 12,828,000 円（税抜き）
 (6) 予 定 価 格 12,828,000 円（税抜き）
 (7) 最低制限価格 事後公表（変動型方式により決定する。）
 (8) そ の 他

- ① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 ③ この入札は、価格競争落札方式により執行する。
 ④ この入札は、入札後審査方式制限付一般競争入札で執行するため、入札参加者が 1 者のみとなった場合でも、これにより公正な入札が執行できないなどの事情が認められない限り、有効なものとして取り扱うこととする。
 ⑤ その他、入札にあたっての留意事項を建設工事入札後審査方式制限付一般競争入札共通公告（以下「共通公告」）に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和 5 年 11 月 28 日（火）～ 令和 5 年 12 月 13 日（水）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等の電子閲覧	令和 5 年 11 月 28 日（火）～ 令和 5 年 12 月 13 日（水）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等に関する質問書の提出 ^{※1}	令和 5 年 11 月 29 日（水）～ 令和 5 年 12 月 5 日（火）	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 鳴門市役所 2 階 企画総務部総務課契約検査室
設計図書等に関する質問書に対する回答書の閲覧	令和 5 年 12 月 7 日（木）～ 令和 5 年 12 月 13 日（水）	鳴門市公式ウェブサイト

※1：設計図書等に関する質問書は書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参又は郵送により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

提出期間は、市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和5年12月4日(月)午前8時30分 ～ 令和5年12月8日(金)午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和5年12月11日(月)午前8時30分 ～ 令和5年12月13日(水)正午	電子入札システム
開札執行	令和5年12月13日(水)午後1時50分	鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所保険棟2階 入札室

電子入札に関する運用・基準については、「鳴門市電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通公告の2に示す事項及び次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。

- (1) 本件の公告日の1年前の日から本件の公告日まで引き続いて本市の建設工事入札参加資格業者名簿に鳴門市に主たる営業所を有する者として登載されている者であること。
- (2) 令和5年度における本市登録の土木一式工事の格付けが、特A、A又はBランクの者であること。
- (3) 次の要件を満たす技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 当該工事の請負金額及び下請金額（総額）に応じて決定される要件を満たす技術者を、当該工事に配置できること。なお、入札参加資格審査申請書等の提出のあった日以前に、申請者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
 - ② 監理技術者又は主任技術者は、一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、第2種下水道技術検定の合格者を配置すること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

また、入札書提出を行う際、(3)に規定する工事費内訳書を同時に提出しなければならない。

(1) 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通公告の3を参照すること。

- ① 入札参加資格確認票（様式2）
- ② 配置予定技術者の資格（別記様式）
- ③ 資本関係又は人的関係申告書（様式7）

確認資料②の配置予定技術者は、3人まで提出することができる。ただし、落札候補者として決定された場合は、記載技術者から配置するものとし、開札から落札決定までの間に配置予定技術者を当該工事に配置できなくなった者の入札は失格とする。

なお、工事名称等及び工事概要等については、記載する必要はない。

また、落札候補者となった時点で、他の工事に従事している場合は、「工事完了誓約書」（別添様式）を提出することとする。

確認資料③は、本市の入札参加資格業者名簿に登録された業者のうち、資本関係又は人的関係に該当する全ての業者を記載すること。該当する業者が無い場合は、申告書の「なし」に○をつけて提出すること。なお、資本関係または人的関係の詳細は、共通公告を参照すること。

- (2) 落札候補者として決定された者は、共通公告 3 に掲げる追加書類のうち必要なものを提出すること。

なお、入札価格によっては、上記以外に別途指示する追加書類の提出を要する場合がある。

(3) 工事費内訳書

工事費内訳書（任意様式）を提出すること。

なお、参考様式は鳴門市公式ウェブサイトに掲示している。

- (ア) 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書（任意様式）を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の工事費内訳書を開札執行の日時及び場所に持参すること。

いずれの場合も、当該入札に係る「工事名」、入札参加者の「住所」「商号又は名称」「代表者名」（紙方式の入札参加者は押印必要）を明記すること。

- (イ) 作成した工事費内訳書は、「鳴門市電子入札システム運用基準」で定める方法により提出すること。

- (ウ) 添付する工事費内訳書の電子ファイルの容量が 1 メガバイトを超える場合は、入札書に工事費内訳書を持参する旨の表示及び持参する書類の目録を記載した目録ファイルを添付し提出した上で、開札執行の日時及び場所に持参すること。

- (エ) 提出した入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計額が一致しない者は、入札を失格とする。

5 契約等に関する事項

- (1) 請負金額 1 0 0 万円以上は、建設業退職金共済組合の掛金収納書を要する。
(2) 請負金額 5 0 0 万円以上は、任意労災加入証明書を要する。

6 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事

鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市企画総務部総務課契約検査室（電話 088-684-1161）

- (2) 入札参加資格及び工事内容に関する事

鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市都市建設部下水道課（電話 088-684-1173）